

ダウンロード

○学習院女子大学外国人留学生奨学金及び奨励金支給規程（平成16年4月1日施行）

学習院女子大学外国人留学生奨学金及び奨励金支給規程

平成16年4月1日
施行

改正 平成19年4月1日 平成25年4月1日

平成31年4月1日

（趣旨）

第1条 この規程は、学習院女子大学（大学院を含む。以下「本学」という。）に在学する外国人留学生（以下「留学生」という。）に対する奨学金及び奨励金の支給に関して必要な事項を定める。

（目的）

第2条 奨学金は、留学生であって勉学の意欲をもち、かつ、学資の支弁に援助が必要であると認められた者に支給する。

2 奨励金は、奨学金の支給を認められた者の中から特に学業、人物ともに優秀であると認められた者に支給する。

（資格）

第3条 奨学金の支給を希望する者は、この規程に定める奨学金受給の有無にかかわらず、毎年春学期に申請することができる。ただし、大学院長期履修生、協定留学生、科目等履修生、特別履修生及び研究生は、申請することができない。

2 奨学金の受給を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める資格を具備していなければならない。

一 本学の正規の課程に在籍する者

二 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第2項別表第1の4の表中「留学」の在留資格を有する者（ただし、本学が認めた留学制度により海外留学している者が、当該期間中に日本における「留学」の在留資格を一時的に喪失した場合については、申請資格を有するものとする。）

三 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に定める国費外国人留学生以外の者又はこれに準ずる留学生以外の者

3 第1項の規定にかかわらず、秋学期からの入学又は復学により、当該年度秋学期の奨学金受給を希望する場合は、秋学期に申請することができる。この場合の当該者の受給の可否については、秋学期に追加で決定する。

4 奨励金については、秋学期からの入学者又は復学者は、当該年度の受給を申請することができない。

（支給額）

第4条 奨学金の支給額は、年額20万円とし、受給者は、各年度の春学期に決定する。ただし、当該年度の春学期又は秋学期のいずれかのみ本学に在学する者については、年額の半額とする。

2 奨励金の支給額は、年額30万円とし、受給者は、各年度の春学期に決定する。ただし、当該年度の春学期のみ本学に在学する者については、年額の半額とする。

（手続）

第5条 申請者は、別に定める期日までに、所定の申請書を学生部に提出しなければならない。

（奨学金受給者の決定）

第6条 奨学金受給者の決定は、学生委員会の選考を経て、学長が行う。

2 前項の選考にあたっては、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

一 学業成績が不振で成業の見込みがない者

二 留年した者（病気その他やむをえない事由により留年したと認められた者を除く。）

（奨励金受給者の決定）

第7条 奨励金受給者の決定は、次の各号の成績に基づき、学生委員会の選考を経て、学長が行う。

一 1年次の奨励金受給者は、当該年度の春学期の学業成績

二 2年次以降4年次までの各年度の奨励金受給者は、当該年度の前年度の学業成績

(発表)

第8条 奨学金受給者及び奨励金受給者の発表は、掲示により行う。

(支給時期)

第9条 奨学金及び奨励金の支給は、次の各号のとおり行う。

一 奨学金

奨学金は、当該年度の7月に支給する。ただし、秋学期からの追加決定者については、当該年度の10月に支給する。

二 奨励金

1年次の奨励金は、当該年度の10月に、2年次以降4年次までの各年度の奨励金は、当該年度の7月に支給する。

(返還)

第10条 奨学金及び奨励金の支給を受けた者が、当該年度中に休学若しくは退学したとき又は懲戒若しくは除籍処分を受けたときは、支給額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(他の奨励金との関係)

第11条 この規程に基づく奨励金の支給を受けた者が、独立行政法人日本学生支援機構私費外国人留学生学習奨励費を同一年度で重ねて受給することはできない。

(改正)

第12条 この規程の改正は、学生委員会の発議に基づき、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成10年4月1日施行の「学習院女子大学外国人留学生に対する奨学金及び奨励金支給規程」は、この規程の施行日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。